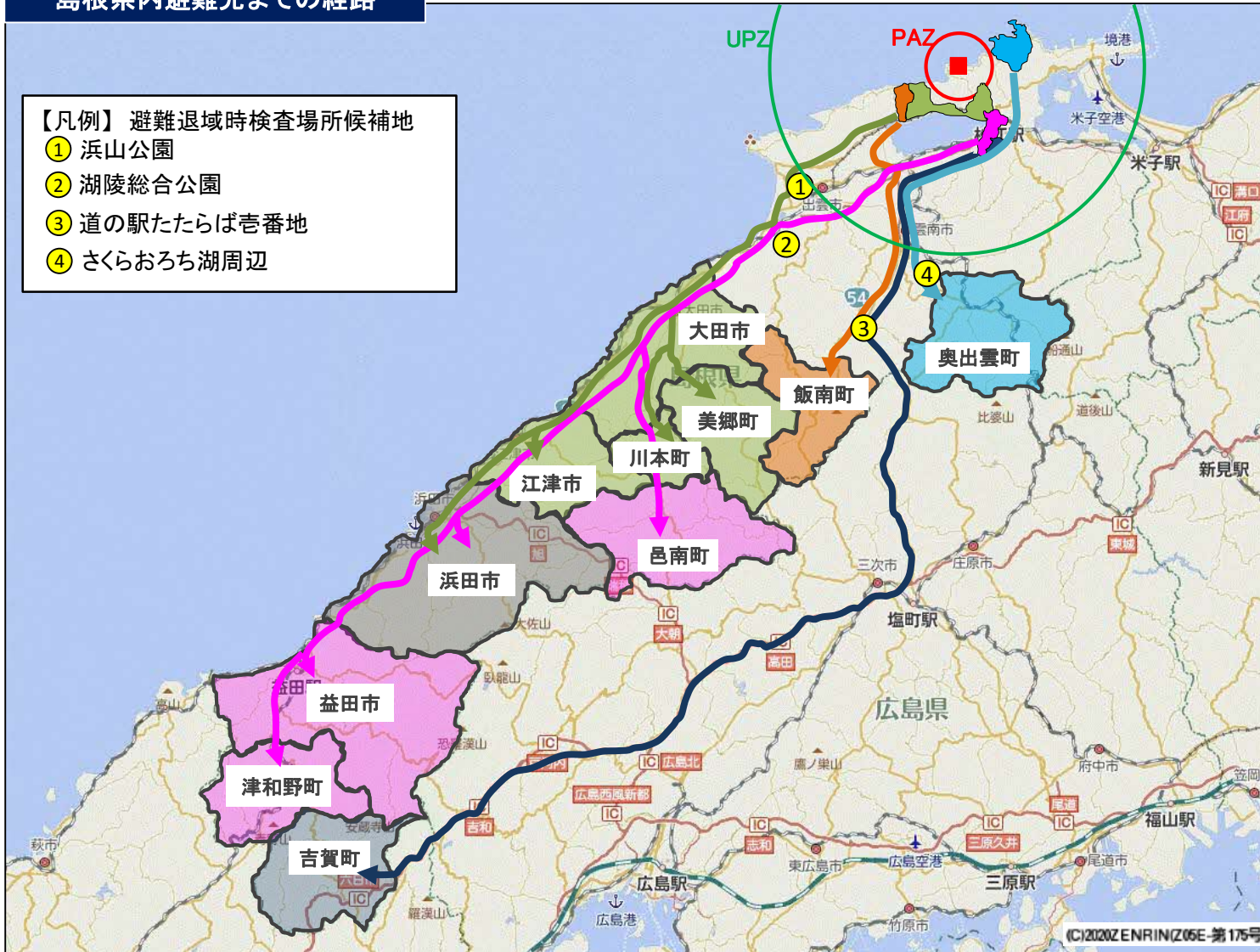


➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

島根県内避難先までの経路

【凡例】 避難退域時検査場所候補地

- ① 浜山公園
- ② 湖陵総合公園
- ③ 道の駅たたらば寺番地
- ④ さくらおろち湖周辺



(C)2020ZENRIN(Z06E-第175号)

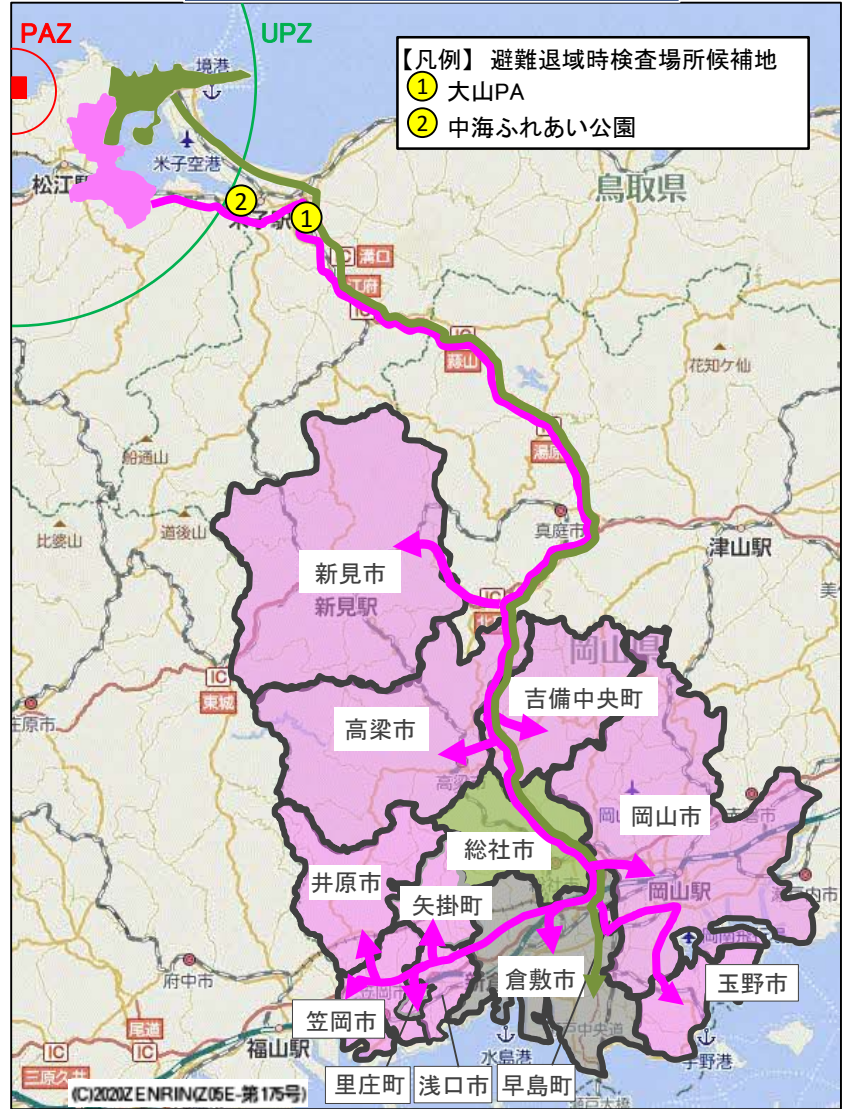
3-17 島根県松江市におけるUPZ内から避難先までの主な経路②

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

広島県内避難先までの経路



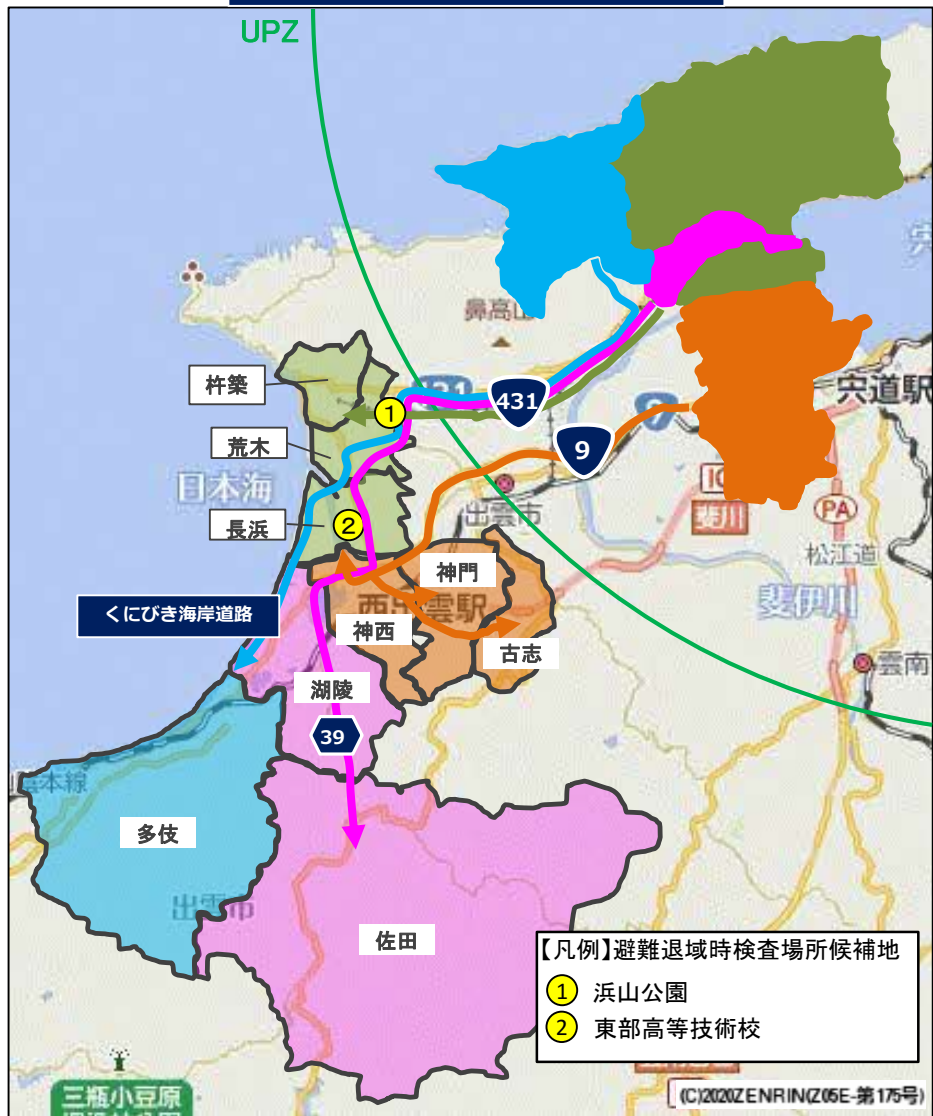
岡山県内避難先までの経路



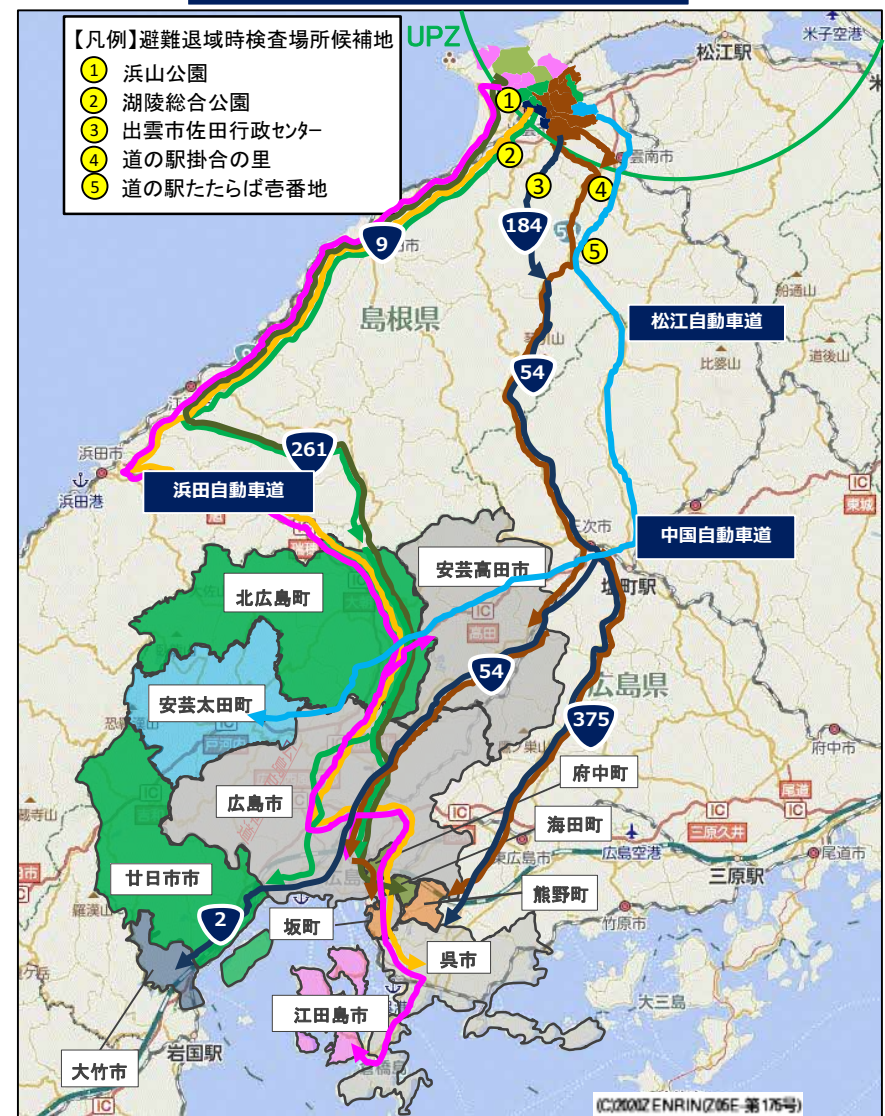
3-18 島根県出雲市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

出雲市内避難先までの経路



広島県内避難先までの経路



3-19 島根県安来市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



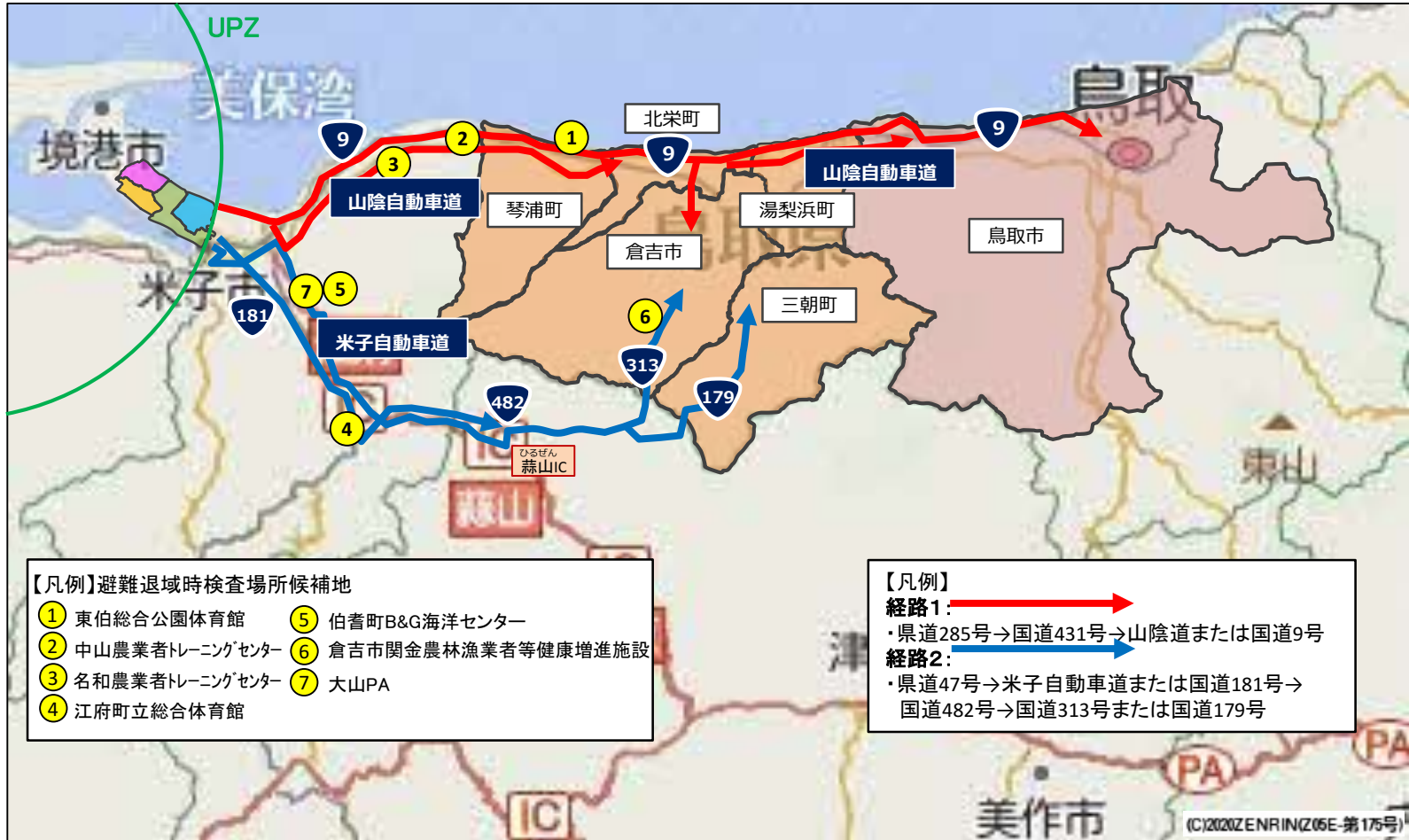
3-20 島根県雲南市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



3-21 鳥取県米子市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

・主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
 ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
 ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



【凡例】

- : 自動起動式発動発電機付信号機(※)
- : 道路情報板設置箇所
- : 交通整理・誘導を行う主な交差点(※)

【ヘリによる映像伝送】

道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

【避難誘導イメージ】

主要交差点にて実施

【自動起動式発動発電機付信号機】

避難経路等に設置

※松江市、出雲市などの市街地には多数設置・設定されている。上図では主要な箇所のみ記載。

- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一齐に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

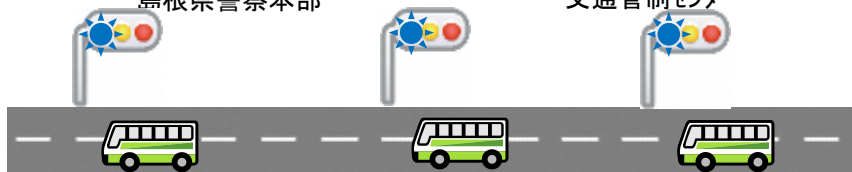
島根県



島根県警察本部



交通管制センター



島根県警察本部の交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を整備。システム上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能



島根県避難ルートマップ

鳥取県



3-25 感染症流行下での防護措置

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

＜感染症流行下でのPAZの防護措置の例＞

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	自宅等で避難準備	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。 ➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等) それ以外の者*		放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	避難の実施により健康リスクが高まらない者	自宅等で避難準備	バス避難者等の一時集結所等 ➤ 密集を避け、極力分散して集合。	避難車両 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	
感染者(軽症者等) それ以外の者*					
一般住民	感染者(軽症者等)		指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 ➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	それ以外の者*			➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 ➤ 避難先施設では、密集を避ける。	

※ 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

3-26 他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、**他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。**
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㉞ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉞ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

① 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

① 関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）

【対象】

関西広域連合、鳥取県

【応援内容】

十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㉞ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び幹旋
- ②物的支援及び幹旋
- ③施設又は業務の提供及び幹旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉞ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

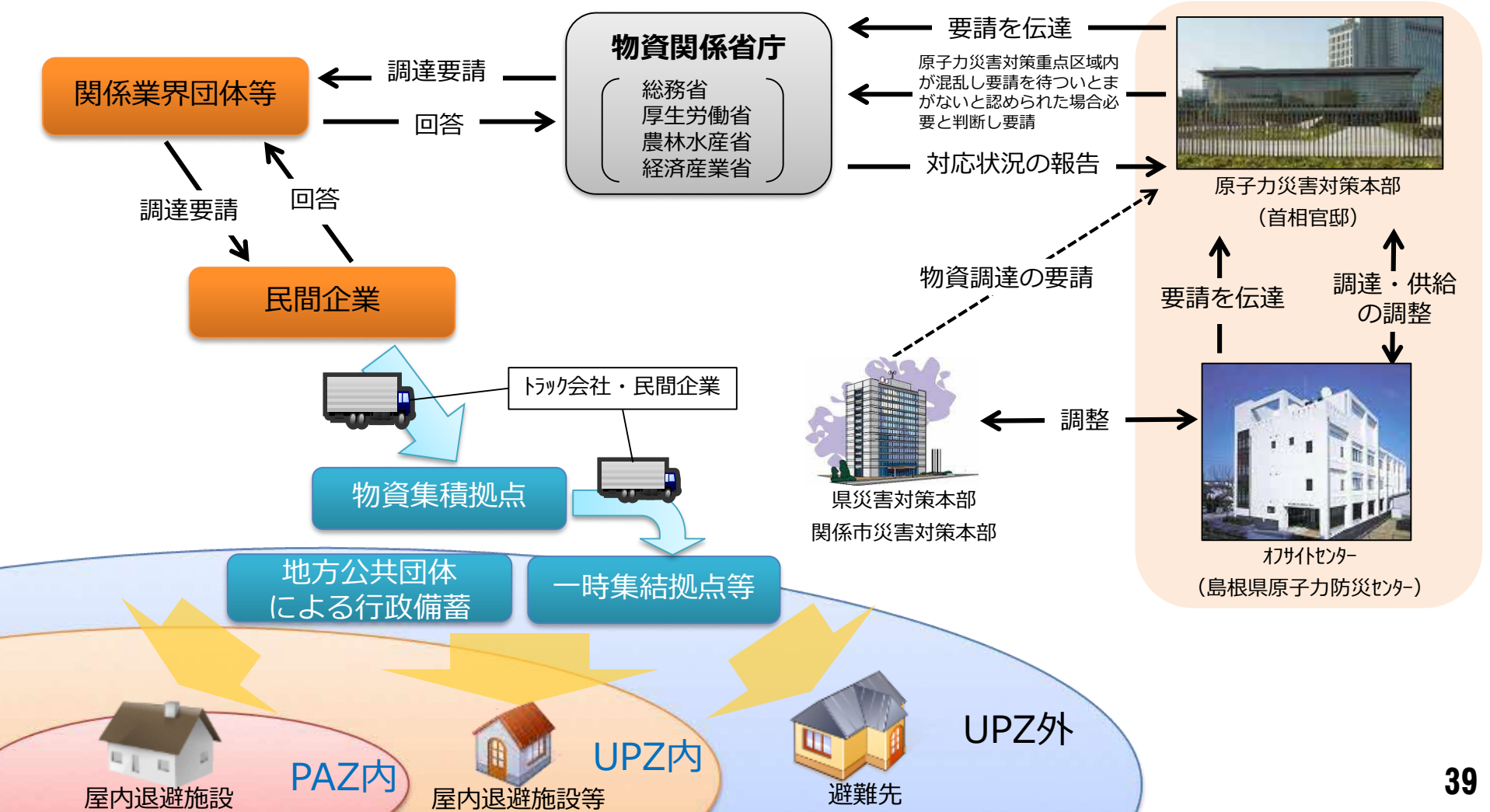
【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



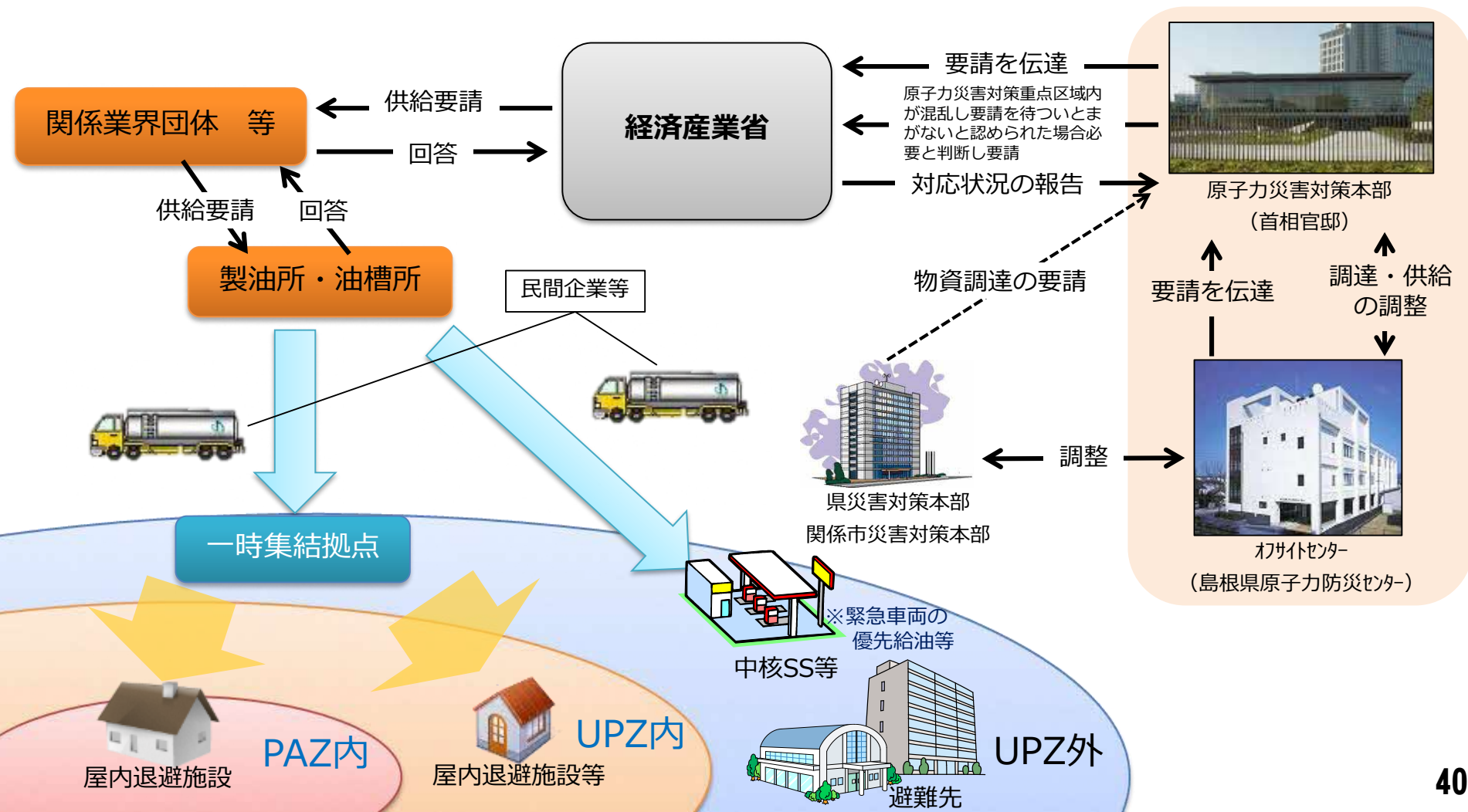
3-27 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。

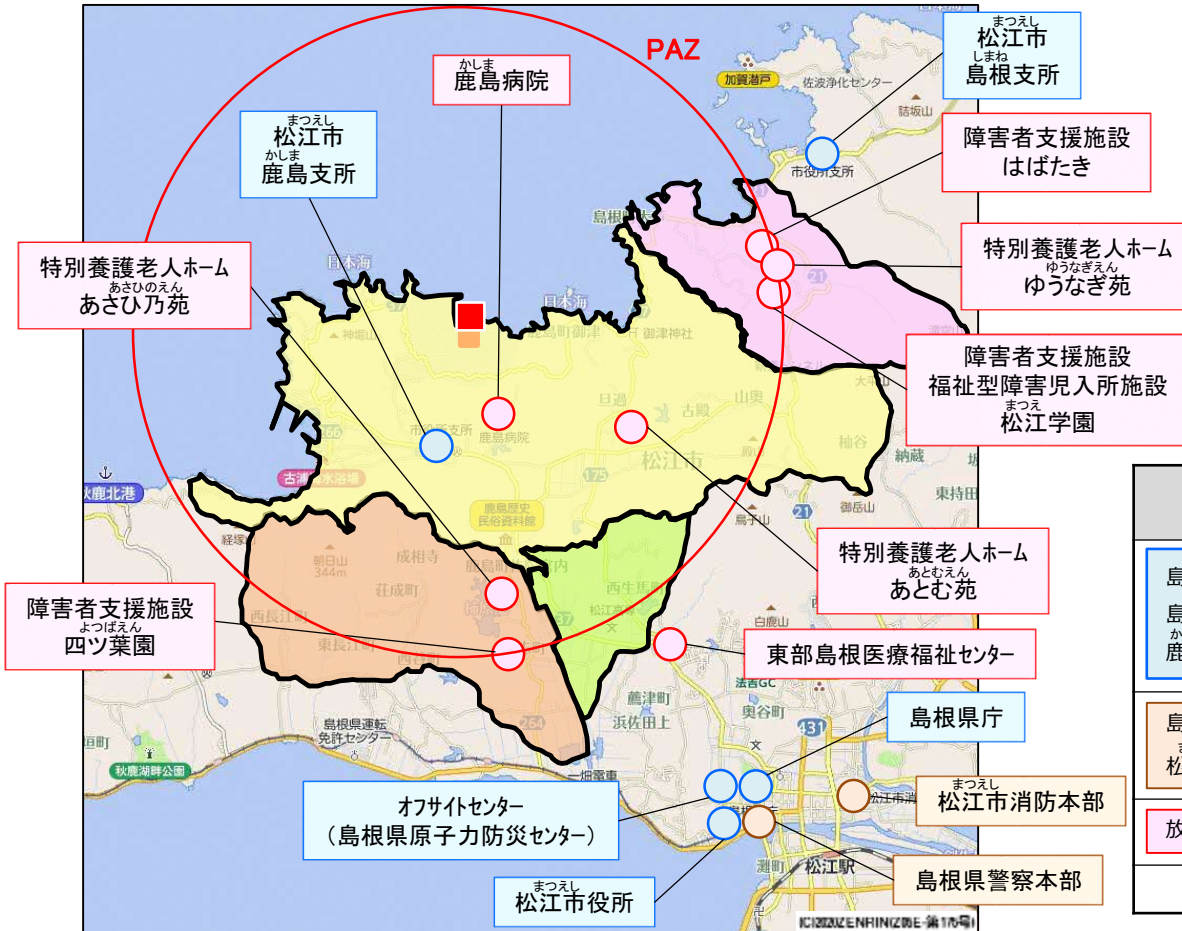


3-28 国による物資（燃料）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



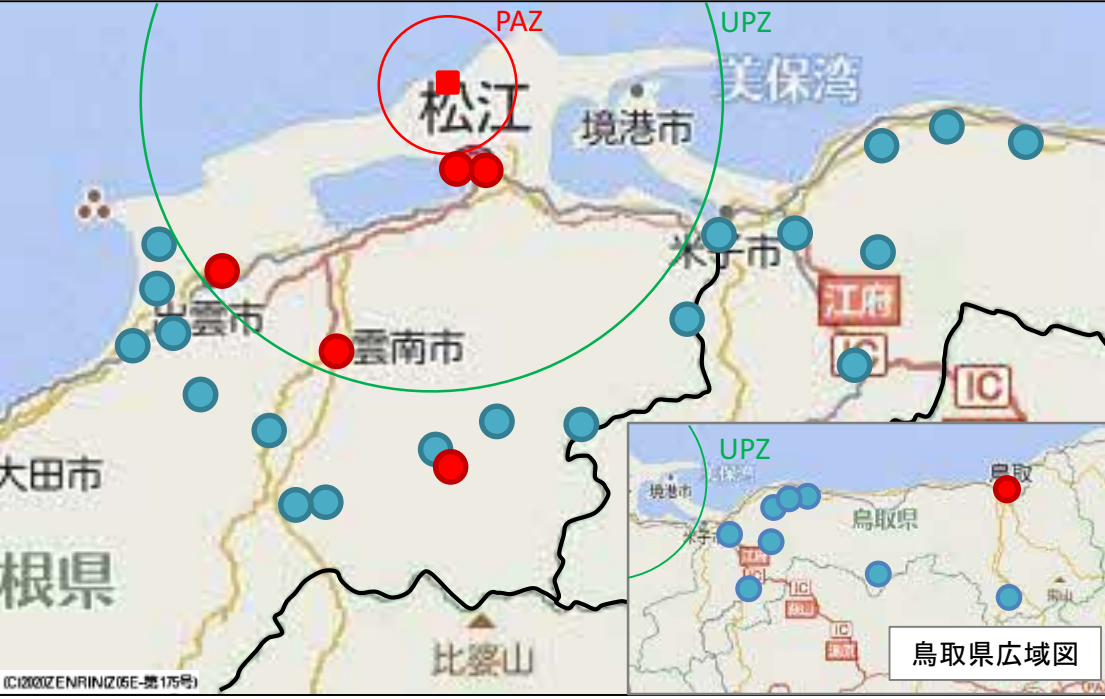
- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに**個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄**。
- **緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施**。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管) 個人線量計 タイベックスーツ

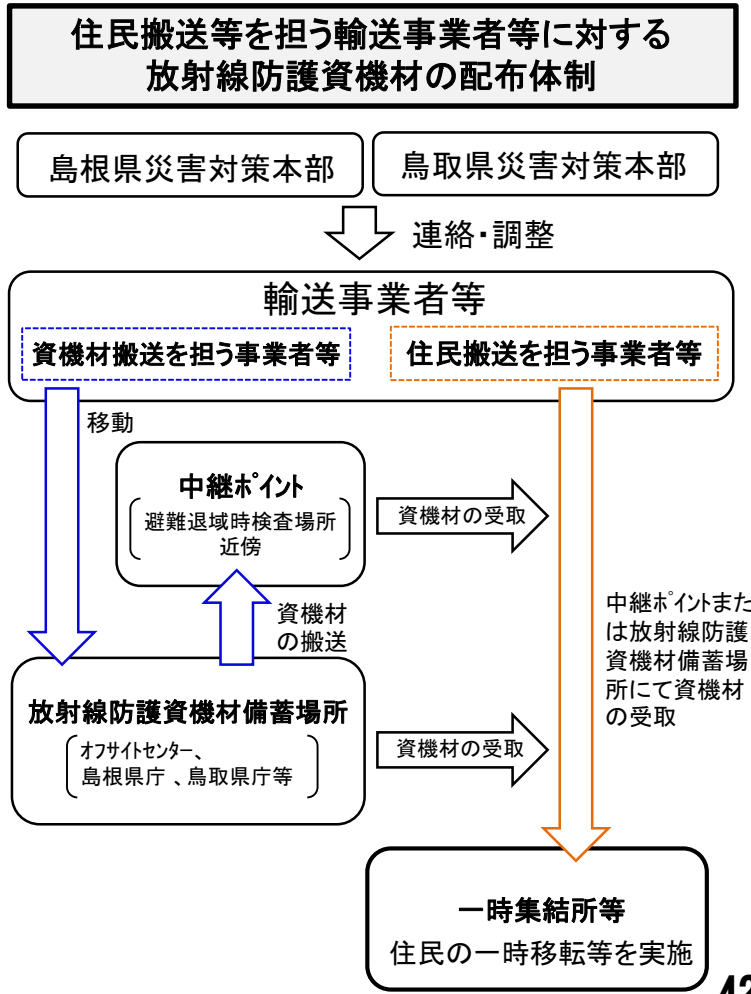
備蓄拠点	対象施設数	対象者
島根県原子力防災センター、 島根県庁、まつえし 松江市役所、 かしま 鹿島支所、島根支所	5	自治体職員、避難誘導者、 バス運転者等防災関係者
島根県警察本部、 まつえし 松江市消防本部	2	警察職員 消防職員、消防団員等
放射線防護対策施設	8	施設管理者、避難誘導者等
合計	15	

- **UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には**、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で**放射線防護資機材を配布**。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



(凡例)

- : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
- : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)



- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、**一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。**

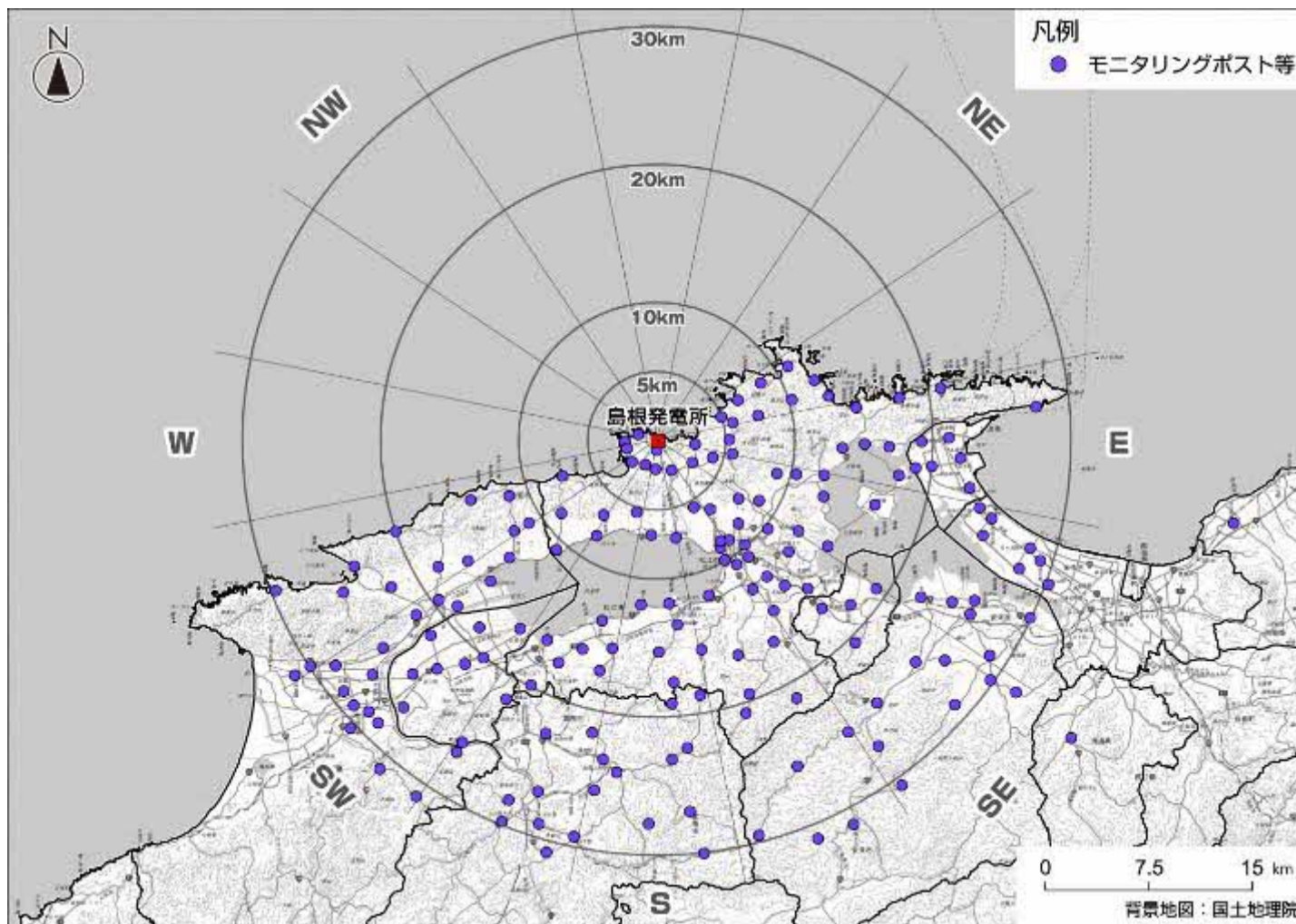
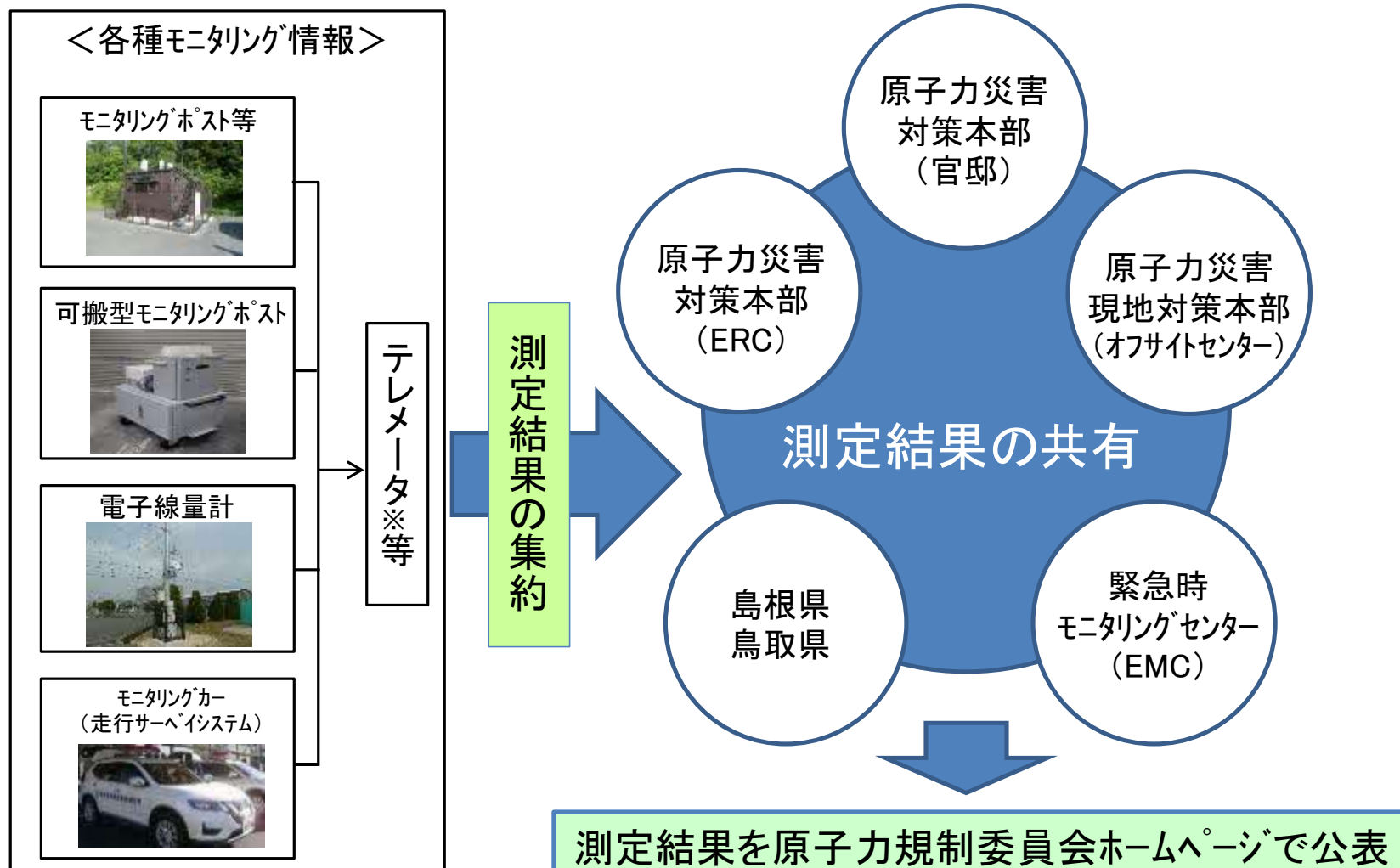


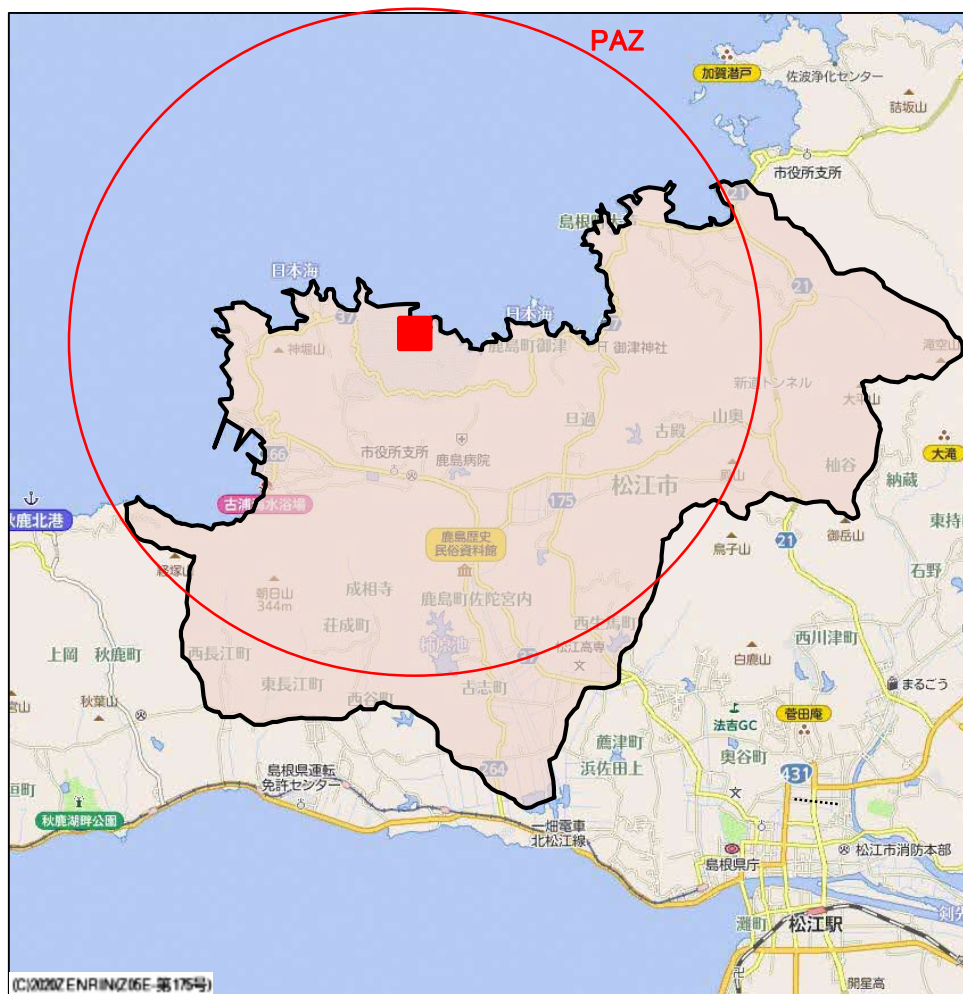
図 島根地域における緊急時モニタリング地点

緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- ▶ 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- ▶ 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。



<安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の
効能や服用時期など、事前配布に際し
知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素
剤を配布。



(事前配布説明会の様子)

3-35 避難退域時検査場所の候補地の設定

➤ 島根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

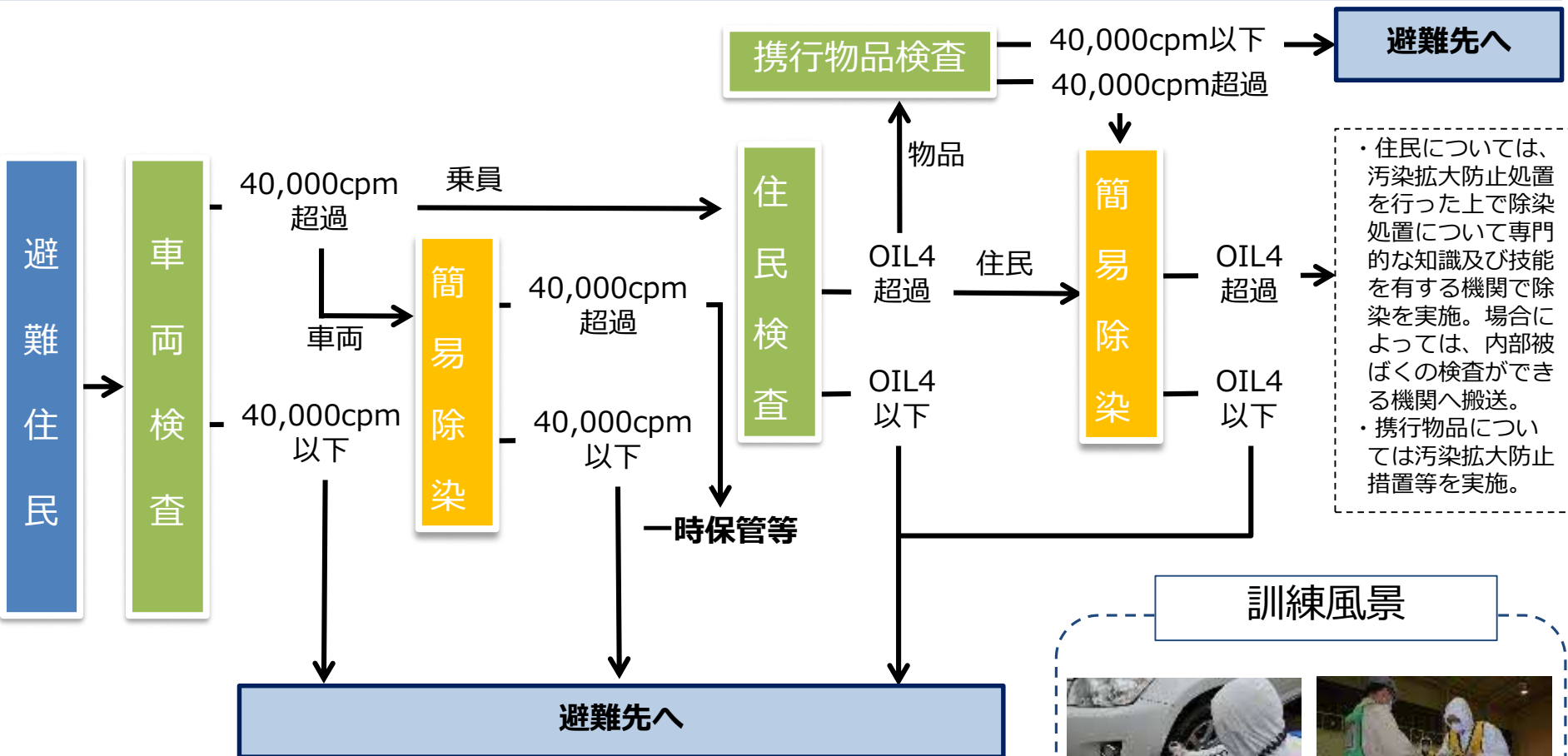
島根県における避難退域時検査場所の候補地	
出雲市	浜山公園 他4施設
雲南市	道の駅掛合の里 他4施設
安来市	中海ふれあい公園 他2施設
伯耆町	大山PA※

※大山PAは、両県の避難退域時検査場所候補地

鳥取県における避難退域時検査場所の候補地	
琴浦町	東伯総合公園体育館
大山町	中山農業者トレーニングセンター、 名和農業者トレーニングセンター
江府町	江府町立総合体育館
伯耆町	伯耆町B&G海洋センター、大山PA※
倉吉市	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
智頭町	旧那岐小学校

3-36 避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保



- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ**全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。**

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

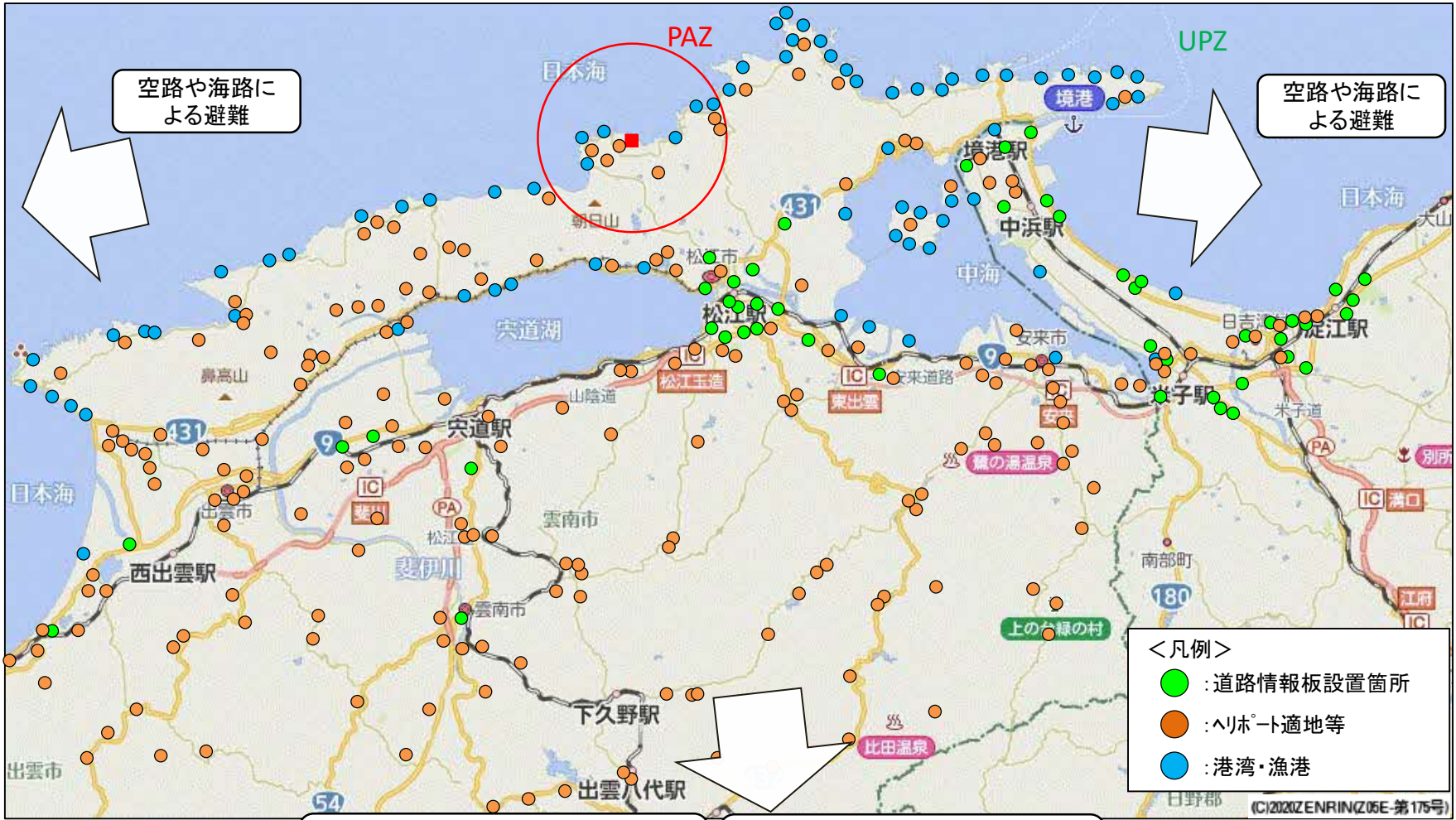
緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援



➤ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、**実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)**による各種支援を必要に応じて実施。



➤ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 緊急時対応の取りまとめに係る経緯
3. 島根地域の緊急時対応
4. 地域防災力向上に向けた更なる取組

- ◆ 島根地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と関係自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。